株主各位

大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番3号

株式会社プロルート丸光

代表取締役社長 安 田 康 -

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月15日午後4時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2021年6月16日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
- 2. 場 所 大阪市中央区久太郎町3-5-19 大阪DICビル3階 TKP大阪本町カンファレンスセンター
- 3. 株主総会の目的事項
 - **報告事項** 1. 第70期(自 2020年3月21日 至 2021年3月20日) 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件
 - 2. 第70期(自 2020年3月21日 至 2021年3月20日) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (https://www.proroute.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (https://www.proroute.co.jp/) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト (https://www.proroute.co.jp/) に掲載させていただきます。
- ◎ 定時株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(お願い)

- ◎ 新型コロナウイルスの感染が拡大しています。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申しあげます。
 - 総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置いたしますので、通常より席数が少なくなっております。株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止のため、可能な限り<u>郵送での</u> 議決権の事前行使をお願い申しあげます。 また、今後の状況により株主総会会場において、 感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

添付書類

事 業 報 告

(自 2020年3月21日) (至 2021年3月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況下にあります。新規感染の再拡大から、2021年1月に再び緊急事態宣言が発出されるなど、感染収束時期が見通せない状況が続き、企業収益や業況感も悪化しており、加えて渡航者に対する厳しい入国制限等によりインバウンド需要も未だ回復が見込めないなど、経済活動へのマイナス影響が長期化することが懸念されております。

このような経営環境のもと、当社グループの総合衣料卸売事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、二度の緊急事態宣言が発出され、アパレル製品への個人消費が大きく低迷し、年間を通じて衣料品売上は想定を大幅に超える落ち込みとなり非常に厳しい状況が続きました。一方で、長年の歴史で培った多くの取引先を背景に、アパレル製品以外にも小売店の要請に応えた衛生関連商品をはじめとする新規商材の提供を行ってまいりました。また、ビューティー&ヘルスケア事業におけるカラタスシャンプーの新製品導入による国内取引の増加や新たに取組をはじめた新型コロナウイルス抗体・抗原検出キット及び微量採血デバイスの販売、グループ間シナジーによる販路拡大などに努めてまいりました。加えて、連結子会社である株式会社 Sanko Advance では、コンサート開催が厳しい環境下、オリジナルコンテンツの育成等新たな事業のチャレンジを行い、早期の収益化を果たした結果、連結売上高は前期比増収となりました。

利益面におきましては、前期末より実施した拠点の統合移転による固定費の圧縮や不採算取引の見直し、外出自粛要請によるWEB商談への移行等による販売費の削減等、グループを上げてのコスト削減に努めた結果、命題としておりました「総合衣料卸売事業とグループ子会社による連結での黒字安定化」に向けて、当連結会計年度においては各段階利益において黒字化を果たし、前期比大幅な増益となりました。

以上の結果、当社グループ全体の当連結会計年度の売上高は、58億10百万円(前期比0.7%増)、営業利益は63百万円(前期は営業損失4億5百万円)、経常利益は54百万円(前期は経常損失4億37百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は14百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失11億91百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(卸売事業)

売上高は、56億89百万円(前期比0.4%増)、営業利益は2億25百万円(前期は営業損失91 百万円)となりました。

(小売事業)

東京都内で小売事業を営む株式会社サンマールの売上高は61百万円(同41.2%減)、営業 利益は25百万円(前期は営業損失13百万円)となりました。

(エンターテイメント事業)

前連結会計年度末に連結の範囲に含めましたエンターテイメント事業を営む株式会社 Sanko Advance の売上高は60百万円、営業利益は24百万円となりました。

なお、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら見送らせていただきます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は111百万円であり、主として卸売事業の新店舗「堺筋本町店」の建物の改修及びECプラットフォーム事業にかかるシステム構築によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度までに2期連続して営業損失を計上し、また、継続して 営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重 要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識しております。

今後の見通しにつきましては、新型コロナワクチン接種の普及により感染収束が期待されるものの、その時期についてはいまだ予断を許さず、当社グループを取り巻く経営環境は引続き厳しい状況が続くものと予想されます。

特に、総合衣料卸売事業におきましては、三度緊急事態宣言が発出された現在、総じて厳しい状況が今後も継続すると予想されますが、一方で当社のオンラインストアでの売上の伸長は顕著であり、従前より計画しているECプラットフォーム事業の展開に向けて経営資源

をEC事業に集中的に投下するなど、変革を図り売上回復を果たしてまいります。また、その他の事業においても、経営資源の再分配を行うことで、新たな施策に取組み、グループ全体での黒字安定化を目指してまいります。

今後当社グループの各事業が注力する施策は、以下のとおりです。

- 1. 総合衣料卸売事業
 - ①EC比率の向上と取引先及び顧客をマッチングさせるECプラットフォーム事業の展開
 - ②テレワークやイエナカなど消費者の新たなライフスタイルに合わせた商品開発
 - ③レディースアパレルやメンズアパレルを中心とした、付加価値の高いプライベートブランド開発による新規売上の獲得
 - ④インフルエンサー等のキャスティングによるD2Cアパレル商材のOEM・ODM生産
 - ⑤ジーエフホールディングス株式会社との業務提携による「海外市場」商材を活用した 新規顧客の開拓や新規販売チャンネルの構築及び物流改革によるコスト削減
 - ⑥不採算取引の徹底管理による販売管理費の削減
- 2. ビューティー&ヘルスケア事業
 - ①「カラタス」ブランド製品のコラボ企画による売上拡大及び国内シェア拡大
 - ②ヘアケア商品を中心とした「マカリゾ」など新規ブランドの展開及びコスメ商材の開発
 - ③新型コロナウイルス抗体・抗原検査キット及びPCR検査キットの拡充
 - ④高齢者向けヘルスケア商材の開発
- 3. エンターテイメント事業
 - ①オリジナルコンテンツ育成による収益化
 - ②高い知名度を有するアーティストのコンサートグッズの製造管理
 - ③アーティストのブランディングやイベント・グッズ企画立案とコンサルティング

以上の諸施策に当社グループー丸となって取組み、また、新経営体制のもと、既存事業の 領域にとらわれない新規事業にも積極的にチャレンジし、グループ全体での黒字安定化並び に成長局面への移行を果たしてまいりたいと考えております。 また、当社グループー連の事業構造改革によるグループあげてのコスト削減や新規事業の推進により、新型コロナウイルス感染症拡大局面の厳しい経営環境ではありましたが、当連結会計年度の利益は各段階利益において黒字化となり、加えて、事業資金面につきましても、取引金融機関と良好な関係にあり、当面の事業資金の確保もできていることから、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	区分		第67期	第68期	第69期	第70期 (当連結会計年度)	
決	算	年	月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売	-	Ŀ	高	10, 187, 398千円	9,220,494千円	5,770,914千円	5,810,779千円
経常利益又は経常損失(△)		 (∆)	37,549千円	△281,683千円	△437, 413千円	54,059千円	
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)			38,505千円	△646, 528千円	△1, 191, 533千円	14,409千円	
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		1円88銭	△31円57銭	△51円08銭	0円51銭		
総 資 産		5, 187, 202千円	4, 283, 308千円	3,370,368千円	3,414,892千円		
純	ì	欠 貝	産	2,025,894千円	1,394,508千円	939, 307千円	996, 457千円
1 核	と当 た	り純う	資産	98円95銭	68円07銭	32円79銭	33円95銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 親会社等との間の取引に関する事項 該当事項はありません。
- ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンマール(注)	20,000千円	100%	紳士服等の小売業
株式会社Sanko Advance	10,000千円	100%	エンターテイメント事業

- (注)株式会社サンマールが営む「ケントハウス」三田店は、2021年2月27日付で営業を終了しております。
- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、株式会社プロルート丸光が、全国の衣料品店をはじめ専門店、チェーンストア、百貨店などの登録店に対し、衣料品、服飾雑貨、寝具・インテリア商品等を前売り・セルフサービス方式による直接販売や美と健康に関する商材の卸売事業を行うとともに、株式会社サンマールが、紳士服ブランド「Kent House」の販売を中心に小売事業を行っております。また、株式会社Sanko Advance がコンサートグッズの製造管理及びアーティストのブランディングやイベント・グッズ企画立案等のエンターテイメント事業を行っております。

(8) 主要な拠点等

(当 社)

- ① 本社 大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番3号
- ② 営業の拠点

事	業	所	名	所 在 地
大	阪	本	店	大阪市中央区北久宝寺町二丁目6番8号
福	福 岡 店		店	福岡市東区多の津四丁目4番1号

(株式会社サンマール)

- ① 本社 東京都港区芝五丁目33番1号森永プラザビル本館1階
- ② 営業の拠点 東京都内1拠点
- (注)株式会社サンマールが営む「ケントハウス」三田店は、2021年2月27日付で営業を終了しております。

(株式会社Sanko Advance)

- ① 本社 東京都港区南麻布一丁目27番20号カーサ麻布ル・グラン901号室
- ② 営業の拠点 東京都内1拠点

(9) 従業員の状況

事業セグメント	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
卸 売 事 業	90〔 48〕名	△3〔△19〕名
小 売 事 業	3 [一] 名	△2 [一] 名
エンターテイメント事業	一 〔 一 〕名	一〔一〕名
合 計	93〔 48〕名	△5〔△19〕名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

		借入	先			借入金残高
(株)	三菱	U	F J	銀	行	750,000千円
(株)	商工	組合	中央	金	庫	500,000千円
(株)	南	都	銀		行	150,000千円
(株)	紀	陽	銀		行	100,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 28,410,840株 (自己株式1,000株を除く。)

(3) 株 主 数 8,985名

(4) 大 株 主

	株主	名		所有株式数	持株比率
株式	:会社Wealth	n Broth	ners	5,000,000株	17.60%
谷	П	和	弘	1,305,000株	4. 59%
松	尾	貴	志	1,305,000株	4. 59%
プ	ロルー	ト共	栄 会	439,700株	1. 55%
宮	下		博	400,000株	1. 41%
清	水	朋	_	358, 200株	1. 26%
大	畑	憲	_	330,000株	1. 16%
株:	式会社三菱	U F J	銀行	286,000株	1.01%
前	田	佳	央	252, 225株	0.89%
広	田	泰	成	210,000株	0.74%

⁽注) 持株比率は自己株式(1,000株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	3,900個
保有人数	当社取締役3名 当社社外取締役(社外役員に限る)2名 当社監査役1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 390,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり122円
新株予約権の行使期間	2021年12月2日から2027年11月15日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 1

(注) 1

- ・新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職の場合は、この限りではない。
- ・新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過する こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ・各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地	位	Ţ.	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長		安 田	康 一	株式会社サンマール 代表取締役社長 株式会社Sanko Advance 取締役	
取	締	役	森本	裕文	執行役員事業統括本部長 株式会社サンマール 取締役 株式会社Sanko Advance 取締役
取	締	役	内 田	浩 和	執行役員事業統括副本部長兼ユニバーサルディベロッ プメント事業部事業部長
取	締	役	竹 原	克 尚	日本電子材料株式会社 取締役(常勤監査等委員)
取	締	役	武 藤	貴 宣	株式会社2020 執行役員
常勤	加監 査	役	酒 井	光雄	株式会社サンマール 監査役
監	査	役	山本	良作	有限会社エル山本 代表取締役社長
監	査	役	池澤	宗 樹	ジュピター経営アドバイザリー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 竹原克尚及び武藤貴宣の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 山本良作及び池澤宗樹の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役 竹原克尚及び武藤貴宣の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は、監査役 山本良作及び池澤宗樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 監査役の池澤宗樹氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 当事業年度中に以下の監査役が退任いたしました。

氏名	退任時の会社における地位	退任理由	退任日
西本 昭司	監査役	辞任	2020年6月18日

7. 当社は執行役員制度を導入しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

须具豆八	報酬等の総額	報酬等	対象となる 役員の員数		
役員区分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(人)
取締役	39, 487	25, 863	—	13, 624	5
(うち社外取締役)	(5, 313)	(1, 969)	(—)	(3, 343)	(2)
監査役	7, 982	7, 342	_	640	4 (2)
(うち社外監査役)	(2, 454)	(2, 454)	(—)	(—)	

- (注) 当社は2018年6月14日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金で制度を廃止し、第67回定時株主総会終結後引続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止まの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した監査役1名に対し448千円の退職慰労金を支給しております。
 - ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
 - (i). 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬およびストックオプション報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及びストックオプション報酬のみを支払うこととする。

(ii). 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- (iii). 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に 関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
 - (a) 業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績指標(KPI)等を反映した報酬は設定しない。但し、各事業年度の連結営業利益の状況、他社水準、当社の業績、従業員賞与の水準、経営課題への取り組みの成果等を総合的に考慮して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

(b) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及びストックオプション報酬とする。

譲渡制限付株式報酬は、役員報酬制度の見直しのため、従前の役員退職慰労金制度を廃止に伴い導入した報酬(2018年6月14日開催の第67回定時株主総会決議)であり、各取締役の基本報酬及び在任年数を基礎として、廃止前の役員退職慰労金規程に進じて決定する。なお当該報酬の支給時期は各取締役の退任の時とする。

ストックオプション報酬は必要に応じ不定期に付与する方針とする。各取締役の報酬は業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益を重視した業務展開を図るため、各取締役の役位、職責、担当する経営課題の難易度等を総合的に勘案して決定する。

(iv). 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合について具体的な割合は定めないが、当社の内外経 営環境に配慮しながら、各種類別の報酬割合を効果的に当社利益に反映させるべく 適時適切に決定するものとする。

(v). 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な配分方針について委任をうけるものとする。代表取締役は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の配分方針を策定し、社外取締役による協議を経た上で取締役会の決議により決定する。

- ③ 報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由 上記記載の方針をもとに取締役会で決定しているため、上記方針に沿うものであると判断 しております。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1987年6月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月14日開催の第67回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役は除く。)に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の額を年額10百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は4名です。加えて、2019年11月15日

開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等について、年額80百万円以内(うち、社外取締役分については20百万円以内)、株式数の上限800,000株以内(うち、社外取締役分は200,000株以内)と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は2名)です。監査役の金銭報酬の額は、1987年6月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 竹原克尚
 - (i) 重要な兼職先と当社との関係 重要な兼職先と当社との間に重要な関係はありません。
 - (ii) 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会18回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・ 適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - (iii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役会等において、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に関して適 宜助言・提言を行い、コーポレート・ガバナンス強化に寄与いたしました。
- ② 取締役 武藤貴宣
 - (i) 重要な兼職先と当社との関係 重要な兼職先と当社との間に重要な関係はありません。
 - (ii) 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・ 適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - (iii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役会等において、ZOZOTOWNという日本を代表するファッションECの創業に黎明 期から携わった稀有な経験をもとに、当社のEC事業及び経営全般に関して適宜助言・ 提言を行い、コーポレート・ガバナンス強化に寄与いたしました。
- ③ 監査役 山本良作
 - (i) 重要な兼職先と当社との関係 重要な兼職先と当社との間に重要な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ④ 監查役 池澤宗樹
 - (i) 重要な兼職先と当社との関係 重要な兼職先と当社との間に重要な関係はありません。
 - (ii) 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役 会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・ 提言を行っております。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償 責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

なぎさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

12,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15

12,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務 指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過 年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した 結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行ってお ります。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額に は金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
- ③ 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について、その 総括責任者に管理本部長を任命し、その下で法令・社内規程に基づき、文書等の保存を 行う。また、情報の管理については、「情報セキュリティマニュアル」に従ってこれを 行う。

また、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき当社への報告を行う。

② 当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者として管理本部長を任命し、「与信管理規程」、「経理規程」、「緊急時対応マニュアル」、「リスク管理委員会規程」ならびに「危機管理規程」に基づきリスク管理を行う。

また、子会社の役員の一部を当社の取締役、監査役又は使用人の兼任とし、毎月定期 的に子会社の月次業績、営業内容及び重要事項に関する報告を行い、必要に応じ当社取 締役会の協議・審議の対象としてリスク管理を行う。

③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職務権限規程」「取締役会規程」ならびに「稟議規程」において、各取締役の責任及び執行手続の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規程に基づき職務を執行する。

当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。 当社の取締役会では、子会社も含め重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務運営に関しては、当社グループの中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を明確にすることと進捗状況を定期的に確認することで取締役の職務執行の効率性を確保する。

④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵 守した行動をとるためのコンプライアンス体制の総括責任者として管理本部長を任命す る。

管理本部長は「内部監査規程」に則り、定期的内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

また、当社グループではコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために 複数の窓口を設置するとともに、通報内容の守秘と通報者に不利益な扱いを行わないこ とを徹底させる。

⑤ 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、 業績管理体制の強化ならびにグループ内取引の公正性の保持に努める。また、当社の役 員又は従業員が子会社の役員を兼任することにより、グループ各社の業績及び重要事項 の管理ならびに公正な業務遂行のための体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいない。但し、必要に応じ監査役の要請によりスタッフを配置することとする。取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、取締役の指揮命令権から独立し、監査役の指揮命令権に服する補助使用人を設置し、監査役が「監査役会規則」及び「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い、その任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について「監査役会規則」に従い、監査役に報告するものとする。

監査役は、取締役会の他重要な会議に出席し取締役の職務執行状況を把握・監視するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人、又は、子会社の取締役、監査役及び使用人若しくはこれらの者から報告を受けた者に説明を求めることとする。

また、「監査役会規則」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとと

もに、会計監査人及び内部統制監査室と緊密な連携を保ちながら監査の達成を図る。

® 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者が、当社の監査役への報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないよう徹底する。「内部通報システム規程」に基づき内部通報窓口に寄せられた通報又は相談で、その内容が法令・定款違反等のおそれがある場合、内部通報窓口は監査役へ報告する。この場合、内部通報者が不当な取り扱いを受けないよう規定するとともに運用の徹底を図る。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役が、その職務の執行に伴い生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたとき は、当社グループは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、 速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や顧問弁護士等外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の管理部門及び内部統制監査室が中心となってモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社グループは「内部通報システム規程」により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を定期的に開催し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査役会・内部統制監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあたっております。

また、子会社の役員の一部を当社の取締役、監査役又は使用人の兼任とし、毎月定期

的に子会社の月次業績、営業内容及び重要事項に関する報告を行い、必要に応じ当社取締役会の協議・審議の対象としてリスク管理を行っております。

④ 取締役の職務執行

経営環境の変化に迅速に対応するため、法令及び定款に定められた事項、子会社を含む経営上の重要事項については、毎月開催される定例の取締役会に加え、必要に応じて取締役会を開催し、審議、意思決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人及び内部統制監査室との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した社長直結の組織として内部統制監査室を設置しております。内部統制監査室は、内部監査計画に基づき業務全般を対象とした内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長及びリスク管理委員会に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除について

新規契約締結、会員規約においては、反社会的排除条項の記載を徹底しております。 また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、警察や弁護 士等の外部専門機関と緊密な連携を図り関係を遮断する体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月20日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2, 036, 732	流動負債	1, 993, 001
現金及び預金	691, 641	買掛金	242, 017
売 掛 金	701, 865	短 期 借 入 金	1, 340, 000
商品	567, 296	1年内返済予定の長期借入金	160,000
貯 蔵 品	1, 287	未 払 金	37, 393
前 渡 金	24, 833	未 払 費 用	93, 347
短 期 貸 付 金	970	未 払 法 人 税 等	28, 094
前 払 費 用	18, 037	未 払 消 費 税 等	62, 226
そ の 他	31, 377	資 産 除 去 債 務	10, 000
貸 倒 引 当 金	△577	そ の 他	19, 921
固 定 資 産	1, 378, 160	固定負債	425, 433
有 形 固 定 資 産	799, 943	退職給付に係る負債	360, 237
建物及び構築物	378, 155	資 産 除 去 債 務	8, 630
機械装置	41	繰 延 税 金 負 債	6, 284
工具、器具及び備品	9, 052	長期 未払金	4, 031
土 地	412, 558	長期預り保証金	46, 250
リース 資産	0		
建設仮勘定	135		
無形固定資産	415, 532	負 債 合 計	2, 418, 434
ソフトウェア	16, 005	(純資産の部)	
ソフトウエア仮勘定	110, 255	株 主 資 本	944, 354
電 話 加 入 権	129	資 本 金	50, 000
o h λ	289, 141	資 本 剰 余 金	884, 777
投資その他の資産	162, 684	利 益 剰 余 金	9, 689
投 資 有 価 証 券	66, 881	自 己 株 式	Δ111
差入保証金	86, 551	その他の包括利益累計額	20, 062
出 資 金	5, 279	その他有価証券評価差額金	18, 841
長期前払費用	3, 971	繰延へッジ損益	1, 221
破産更生債権等	346	新株予約権	32, 041
貸 倒 引 当 金	△346	純 資 産 合 計	996, 457
資 産 合 計	3, 414, 892	負 債 純 資 産 合 計	3, 414, 892

連結損益計算書

(自 2020年3月21日) 至 2021年3月20日)

	科	目		金	額
売		上	高		5, 810, 779
売	上	原	価		4, 426, 554
売	上	総利	益		1, 384, 224
販 売	費及び	一般管	理 費		1, 320, 451
営	業	利	益		63, 773
営	業	外 収	益		29, 281
受	取	利	息	41	
受	取	配当	金	2, 304	
受	取	賃 貸	料	6, 372	
助	成	金 収	入	8, 575	
そ		\mathcal{O}	他	11, 987	
営	業	外 費	用		38, 994
支	払	利	息	25, 074	
資	金 調	達費	用	11,850	
そ		\mathcal{O}	他	2,069	
経	常	利	益		54, 059
特	別	利	益		3, 017
投資	育 有 価	証券売:	却 益	868	
事 業	構造改	善引当金戻	入 額	2, 149	
特	別	損	失		13, 122
固	定資	産 除 却] 損	33	
店	舗 閉	鎖 損	失	13, 088	
税金	等調整	前当期純	利 益		43, 955
法 人	税、住民	民税及び事	業税	28, 094	
法	人税	等 調 整	額	1, 451	29, 546
当	期	純 利	益		14, 409
親会社	株主に帰	属する当期級	吨利 益		14, 409

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年3月21日) 至 2021年3月20日)

(単位:千円)

						株	主資	本	
					資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高	254, 839	2, 227, 093	$\triangle 1,551,875$	△111	929, 945
当	期	変	動	額					
減				資	△204, 839	204, 839			_
欠	1	損	填	補		$\triangle 1,547,155$	1, 547, 155		_
親会	社株主	に帰属っ	する当期終	柯益			14, 409		14, 409
株主	資本以外	の項目の	当期変動額	(純額)					
当	期3	変 動	額合	計	△204, 839	△1, 342, 316	1, 561, 564	_	14, 409
当	期	末	残	高	50, 000	884, 777	9, 689	△111	944, 354

					その	他の包括利益累	計額		
					その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当	期	首	残	高	1, 188	577	1, 765	7, 596	939, 307
当	期	変	動	額					
減				資					_
欠		損	填	補					_
親会	·社株	主に帰属っ	する当期純	鯏益					14, 409
株主	資本以	外の項目の	当期変動額((純額)	17, 653	643	18, 296	24, 444	42, 741
当	期	変 動	額合	計	17, 653	643	18, 296	24, 444	57, 150
当	期	末	残	高	18, 841	1, 221	20, 062	32, 041	996, 457

貸 借 対 照 表

(2021年3月20日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1, 979, 493	流動負債	1, 977, 101
現金及び預金	678, 542	買掛金	242, 202
売 掛 金	657, 664	短 期 借 入 金	1, 340, 000
商品	567, 301	関係会社短期借入金	30,000
貯 蔵 品	1, 287	1年内返済予定の長期借入金	160, 000
前渡金	24, 833	未 払 費 用	90, 397
前 払 費 用	17, 647	未 払 法 人 税 等	4, 866
短 期 貸 付 金	970	そ の 他	109, 636
そ の 他	31, 377	固 定 負 債	425, 483
貸 倒 引 当 金	△131	繰 延 税 金 負 債	6, 284
固 定 資 産	1, 402, 096	退職給付引当金	360, 237
有 形 固 定 資 産	799, 714	資 産 除 去 債 務	8, 630
建物	374, 103	長期預り保証金	46, 300
構築物	4, 052	長 期 未 払 金	4,031
機械装置	41		
工具、器具及び備品	8, 823		
土 地	412, 558	負 債 合 計	2, 402, 584
リ ー ス 資 産	0	(純資産の部)	
建設仮勘定	135	株主資本	926, 901
無 形 固 定 資 産	126, 391	資 本 金	50, 000
ソ フ ト ウ エ ア	16, 005	資本 剰 余 金	884, 777
ソフトウエア仮勘定	110, 255	資 本 準 備 金	50,000
電 話 加 入 権	129	その他資本剰余金	834, 777
投資その他の資産	475, 990	利 益 剰 余 金	△7, 764
投 資 有 価 証 券	66, 881	その他利益剰余金	$\triangle 7,764$
関係会社株式	341, 125	繰越利益剰余金	$\triangle 7,764$
出資金	5, 279	自 己 株 式	Δ111
関係会社長期貸付金	2,712	評価・換算差額等	20, 062
長期前払費用	3, 637	その他有価証券評価差額金	18, 841
破 産 更 生 債 権 等	346	繰延ヘッジ損益	1, 221
差 入 保 証 金	78, 322	新株予約権	32, 041
貸 倒 引 当 金	△22, 314	純 資 産 合 計	979, 004
資 産 合 計	3, 381, 589	負 債 純 資 産 合 計	3, 381, 589

損 益 計 算 書

(自 2020年3月21日) 至 2021年3月20日)

	科		目		金	額
売		上		高		5, 690, 461
売	上		原	価		4, 437, 360
売	上	総	利	益		1, 253, 101
販 売	費及	びー	般管	理 費		1, 238, 957
営	業		利	益		14, 143
営	業	外	収	益		20, 943
受	取		利	息	434	
受	取	配	当	金	2, 304	
助	成	金	収	入	6, 475	
そ		\mathcal{O}		他	11,729	
営	業	外	費	用		39, 291
支	払		利	息	25, 372	
そ		\mathcal{O}		他	13, 919	
経	常		損	失		4, 205
特	別		利	益		2, 758
投資	質 有 個	話 証	券 売	却 益	868	
事業	構造改	善引	当金戻	入額	1,890	
税引	前	当 期	純植	美		1, 446
法人	.税、住	民税	及び事	業税	4, 866	
法	人 税	等	調整	額	1, 451	6, 317
当	期	純	損	失		7, 764

株主資本等変動計算書

(自 2020年3月21日) 至 2021年3月20日)

(単位:千円)

								株	主		資	本				
					次	本 金		資		4	Z	剰	ź	余	金	
					資	本 金	資	本 準	備。	金	その他	資本剰余	*金	資本類	剰余金合	信
当	期	首	残	高		254, 839			591, 23	39		1, 635, 8	354		2, 227,	093
当	期	変	動	額												
減				資		△204, 839		\triangle	541, 23	39		746, 0)78		204,	839
欠		損	填	補							Δ	1, 547, 1	155	2	△1, 547,	155
当	期	純 損	失	(\triangle)												
株主	資本以外	外の項目の	つ当期変動	動額(純額)												
当	期	変動	額	合 計		△204, 839		\triangle	541, 23	39		△801,0)76		△1, 342,	316
当	期	末	残	高		50,000			50, 00	00		834, 7	777		884,	777

													(1-1-211-17)
									株	主	資	本	
						利	益	乗	余	金			
						その他利	益剰余	金	刊光副	소 스 스 크	自	己株式	株主資本合計
						繰越利益剰余金		利益剰余金合計					
当	期	官	盲	残	高	$\triangle 1$, 547, 1	55	$\triangle 1$, 547, 155		△111	934, 665
当	期	茤	5	動	額								
減					資								_
欠		損		填	補	1,	, 547, 1	55	1	, 547, 155			_
当	期	純	損	失	(\triangle)		$\triangle 7, 7$	64		△7, 764			△7, 764
株主	資本以	外の項目	目の当	当期変動	物額(純額)								
当	期	変	動	額	合 計	1,	, 539, 3	91	1	, 539, 391		_	△7, 764
当	期	1	ŧ	残	高		△7, 7	64	·	△7, 764		△111	926, 901

						評価・換算差額等					
						その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計	
当	期		首	残	高	1, 188	577	1, 765	7, 596	944, 027	
当	期	3	変	動	額						
減					資					_	
欠		損		填	補					_	
当	期	純	損	失	(\triangle)					△7, 764	
株主	資本以	外の項	[目の]	当期変重	物額(純額)	17, 653	643	18, 296	24, 444	42, 741	
当	期	変	動	額	合 計	17, 653	643	18, 296	24, 444	34, 977	
当	期	3	末	残	高	18, 841	1, 221	20, 062	32, 041	979, 004	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社プロルート丸光取締役会御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員 業務執行計員 公認会計士 山根 武夫 旬

業務執行社員 公認会計士 真鍋 慎一 印

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロルート丸光の2020年3月21日から2021年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロルート丸光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社プロルート丸光取締役会御中

なぎさ監査法人 大阪府大阪市

代表社員業務執行社員

公認会計士 山根 武夫 ⑩

業務執行社員 公認会計士 真鍋 慎一 印

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロルート丸光の2020年3月21日から2021年3月20日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要 な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に 対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集 計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判 断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応し た監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守 したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減 するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

H 以

監査報告書

当監査役会は、2020年3月21日から2021年3月20日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 プロルート丸光 監査役会

常勤監査役 酒 井 光 雄 印

社外監査役 山 本 良 作 印

社外監査役 池澤 宗樹 @

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が、取締役会の構成員として議決権を有すること等により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るために監査等委員会設置会社へ移行することとしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条~第19条(条文省略)	第1条~第19条(現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社会社の取締役は、15名以内とする。	第20条 当社会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を除く。)</u> は、15名以内とする。
<新設> (取締役の選任)	②当会社の監査等委員は、4名以内とする (取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役 とを区分して株主総会の決議によって選任する。
②~③(条文省略)	②~③ (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 取締役 <u>(監査等委員を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時まで	②監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終

結の時までとする。

現 行 定 款

変 更 案

<新設>

<新設>

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表 取締役を選定する。

② (条文省略)

③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役会副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 (条文省略)

<新設>

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び監査</u> 役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 (条文省略)

②取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査 等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、監査 等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

② (現行どおり)

③取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役会副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 (現行どおり)

②前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会 日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合に は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 (現行どおり)

②取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款

変 更 案

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (条文省略)

<新設>

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員とそれ以外</u> <u>の取締役とを区分して</u>株主総会の決議によって定める。

第30条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

現行定款	変更案
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した	
監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役)	
第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役	<削除>
を選定する。	
(監査役会の招集通知)	
第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、	<削除>
会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合	
には、この期間を短縮することができる。	
(監査役会の決議の方法)	
第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあ	<削除>
る場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	
第38条 監査役会における議事の経過の要領及びそ	<削除>
の結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録 に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名	
に記載または記録し、山席した監査技がこれに記名 押印または電子署名する。	
(監査役会規則)	
第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款	<削除>
に定めるもののほか、監査役会において定める監査	
役会規則による。	
(監査役の報酬等)	
第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	<削除>
<u>て</u> 定める。	
(監査役の責任免除)	
第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ	<削除>
り、任務を怠ったことによる監査役(監査役であっ	
たものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度にお	
いて、取締役会の決議によって免除することができ	
<u>3.</u>	

現 行 定 款	変
②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	
<新設>	(監査等委員会の設置) 第32条 当会社は、監査等委員会を置く。
<新設>	(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議をもって、常勤 の監査等委員を選定することができる。
<新設>	(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員 に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊
<新設>	急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会の決議の方法) 第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定め がある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行
<新設>	う。 (監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及 びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議
<新設>	事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 (監査等委員会規則) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または
<u>第42条</u> (条文省略)	<u>定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第38条 (現行どおり)
(会計監査人の選任) <u>第43条</u> (条文省略) <新設>	(会計監査人の選任) 第39条 (現行どおり) ②前項の選任に関する議案内容の決定は、監査等委
第44条 (条文省略)	員会がこれを行う。 第40条 (現行どおり)

現 行 定 款	変		
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)		
第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査</u> 役会の同意を得て定める。	第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査</u> 等 <u>委員会</u> の同意を得て定める。		
<u>第46条~第49条</u> (条文省略)	<u>第42条~第45条</u> (現行どおり)		
<新設>	附則		
	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除		
	に関する経過措置)		
	2021年3月20日に終了する事業年度に関する第70回定		
	時株主総会(2021年6月16日開催)の終結前の会社法		
	第423条第1項に関する監査役(監査役であった者を		
	含む。) の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定		
	契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う		
	変更前の定款第41条の定めるところによる。		

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	もりもと ひろふみ 森 本 裕 文 (1979年12月18日生)	2002年3月 当社入社 2014年3月 当社経理部マネジャー 2015年3月 当社執行役員管理本部長兼経理部マネジャー 2017年9月 当社執行役員管理本部長 2018年12月 当社執行役員事業統括本部長 2019年6月 当社取締役執行役員事業統括本部長 (現任) (重要な兼職の状況) (東少本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13, 400株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	を	1996年12月 当社入社 2000年3月 当社総務部マネジャー 2011年6月 当社取締役管理本部長 2014年5月 当社代表取締役社長執行役員管理本部長 2015年3月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) (㈱サンマール代表取締役 (㈱Sanko Advance 取締役	38, 300株
3	うちだ ひろかず 内 田 浩 和 (1963年1月14日生)	1986年3月 当社入社 2005年3月 当社入社 2005年3月 当社営業第10部マネジャー 2009年3月 当社営業第4部門統轄マネジャー 2010年12月 当社営業第1部門統轄マネジャー 2014年5月 当社執行役員ホールセラー事業部長 2015年3月 当社取締役執行役員営業本部長 2016年3月 当社取締役執行役員営業本部長 2018年12月 当社取締役執行役員ホールセラー事業部長 2018年12月 当社取締役執行役員事業統括副本部長兼ユニバーサルディベロップメント事業部事業 部長(現任)	18,400株
4	武 藤 貴 宣 (1978年2月6日生)	2002年3月 (株スタートトゥデイ (現 (株Z0Z0) 入社 2006年11月 同社想像戦略室長 2007年6月 同社取締役 2019年5月 同社執行役員 (現任) 2019年11月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株Z0Z0執行役員	—株
5	見 玉 和 宏 (1966年8月1日生)	1992年1月ジーエフ㈱入社1996年9月同社取締役1999年1月同社常務取締役2003年11月同社代表取締役社長2018年7月同社取締役会長(現任)2018年7月ジーエフホールディングス㈱代表取締役会長兼社長(現任)	—株

- (注) 1. 武藤貴宣氏は社外取締役候補者であります。なお、武藤貴宣氏は東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定 であります。
 - 2. 児玉和宏氏は新任の社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要

ことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

①武藤貴宣氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はZOZOTOWN創設メンバーの一人であり、日本を代表するファッションECの創業に黎明期から参加するという稀有な経験を有しておられます。加えて、そのアパレルへの造詣の深さから、国内外のブランド企業とのコネクションはアパレル業界でも有数の存在であります。今後、当社が注力していくECプラットフォーム事業及び経営全般において、同氏の経験や実績が必要であると考え、社外取締役候補者といたしました。②児玉和宏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり物流をはじめとしたアパレル関連ビジネスに携わり、会社経営に優れた実績を上げてこられ、かつ、高い見識を有しておられます。今後、当社が注力していくECプラットフォーム事業及び経営全般において、同氏の経験や実績に基づ

き、当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化と企業価値向上に資するための監督・助言等を頂く

- 4. 当社は社外取締役候補者である武藤貴宣氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、児玉和宏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 5. 武藤貴宣氏の当社の社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって1年7ヶ月であります。
- 6. 取締役候補者森本裕文氏は、㈱サンマール取締役及び㈱Sanko Advance 取締役を兼任し、当社は当該会社と商品販売等の取引関係があります。
- 7. 取締役候補者安田康一氏は、㈱サンマール代表取締役社長及び㈱Sanko Advance 取締役を兼任し、当社は当該会社と商品販売等の取引関係があります。
- 8. 社外取締役候補者武藤貴宣氏は、㈱サンマールの非業務執行取締役でありました。
- 9. 社外取締役候補者児玉和宏氏は、ジーエフホールディングス㈱代表取締役を兼任し、当社は当該会社と業務提携契約を締結しております。
- 10. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 11. 当会社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会 設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであり ます。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第1 号議案「定款一部変更の件」に効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、地位、担当及び	所有する
番号	(生年月日)	重要な兼職の状況	当社株式の数
1	が	1984年4月 日本鋼管㈱(現 JFEホールディング㈱) 入社 1999年1月 ㈱ユー・エス・ジェイ入社 2000年11月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法 人)入社 2012年10月 ジュピター経営アドバイザリー㈱代表取締役(現任) 2017年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況)	1,000株
		ジュピター経営アドバイザリー㈱代表取締役	
2	や * も と りょうさく 山 本 良 作 (1960年2月14日生)	1980年3月 ヤマセ衣料㈱入社 1998年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) (有エル山本代表取締役社長	34, 500株
3	はらぐち つねかず 原 口 恒 和 (1947年5月7日生)	1970年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1987年7月 熊本県企画開発部長 1995年5月 名古屋国税局長 1996年7月 近畿財務局長 2001年1月 財務省理財局長 2001年7月 金融庁総務企画局長 2002年7月 国民生活金融公庫副総裁 2007年10月 ㈱イオン銀行代表取締役会長 2013年3月 イオン(株執行役総合金融事業共同最高経営責任者 2013年4月 イオンフィナンシャルサービス㈱代表取締役会長 2014年4月 ㈱イオン銀行取締役 2014年6月 アイシン精機㈱(現 ㈱アイシン)取締役(現任) 2018年3月 ㈱Wealth Brothers 特別顧問(現任) 2018年6月 ㈱イオン銀行顧問	一株

- (注) 1. 各監査等委員である候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 池澤宗樹氏、山本良作氏及び原口恒和氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要
 - ①池澤宗樹氏は、企業経営において高い見識を有すとともに、企業会計及び税務に関する専門的知見を有しており、当社の経営全般の監視と有効な助言を頂くことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ②山本良作氏は、企業経営についての豊富な経験をもとに、当社の経営全般に適宜助言または提言を頂くことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③原口恒和氏は、財務省理財局長、金融庁総務企画局長等を歴任され、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験に加え、企業経営者としての経験と見識を当社の経営に活かして頂きたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 4. 当社は、池澤宗樹氏及び山本良作氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、原口恒和氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、山本良作及び池澤宗樹の両氏と同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、両氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、原口恒和氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会 設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、 あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締 役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
りかくち ましなる 岩 口 善 弘 (1958年10月27日生)	1982年3月 2012年3月 2017年3月 2020年4月	当社入社 当社営業第10部マネジャー 当社経営支援室室長 当社内部統制監査室室長(現任)	3,900株

- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。岩口善弘氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、1987年6月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内とご承認頂いておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を年額300百万以内(うち、社外取締役分は30百万円以内)とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、取締役の報酬等について、企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、株主総会で決議された報酬枠の枠内で、役位、職責、在任年数に応じて業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定することを基本方針としております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名(うち、社外取締役2名)でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名(うち、社外取締役2名)となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の監査役の報酬額は、1987年6月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内とご承認頂き今日に至っておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」 が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限 付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、2018年6月14日開催の第67回定時株主総会で年額10百万円以内とご承認頂き今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

そのため、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件」の年額300百万円以内(うち社外取締役分は30百万円以内)の報酬枠とは別枠で、改めて当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて、ご承認をお願いするものであります。

また、現在の取締役(社外取締役を除く。)は3名でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は3名となります。

なお、本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を 条件として、効力を生じるものといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所 における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引 日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社 と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」とい う。)を締結するものとします。

本議案における報酬等の額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件等の具体的な内容は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より5年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第8号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2019年11月15日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、年額80百万円以内(うち、社外取締役分については20百万円以内)とご承認頂いておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後におきましても、取締役が株価の上昇や下落によるメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、改めて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役に対して、ストック・オプションとしての新株予約権の割当てる新株予約権に関する報酬等の総額を、第5号議案及び第6号議案並びに第7号議案で提案しております支給限度額とは別枠として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については年額70百万円以内(うち、社外取締役分については10百万円以内)、監査等委員である取締役については年額10百万円以内とすることについてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は5名(うち、社外取締役2名)でありますが、第1号議案及び第2号 議案並びに第3号議案が原案どおり承認可決されました場合には、取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の員数は5名(うち、社外取締役2名)、監査等委員である取締役の員数は3 名となります。

本件ストック・オプションは、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益を重視した業務展開を図るためのものであり、取締役の役位、職責、担当する経営課題の難易度等を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

本議案によりストック・オプションとして割当てる新株予約権の内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の数

8,000個(うち社外取締役分は1,000個、監査等委員である取締役は1,000個)を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

800,000株(うち社外取締役分は100,000株、監査等委員である取締役は100,000株)を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使 価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後8年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社 の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退 任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りで はない。
 - ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

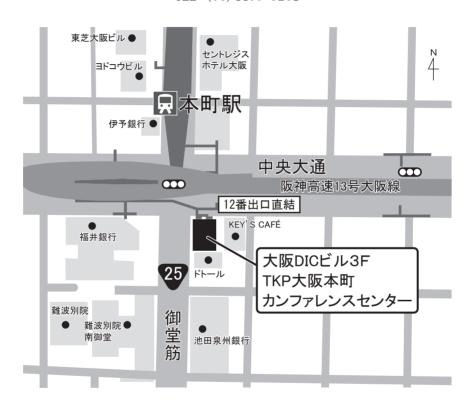
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割 契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株 式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役 会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもっ て、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区久太郎町3-5-19 大阪DICビル3F TKP大阪本町カンファレンスセンター TEL (06)4400-5261



- 大阪メトロ御堂筋線「本町駅」12番出口より徒歩1分(地下鉄)
- 大阪メトロ中央線「本町駅」12番出口より徒歩1分(地下鉄)

駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い 申しあげます。